産業廃棄物処理業
変　更　届　出
マ　ニ　ュ　ア　ル

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

令和５年８月　改訂

8	**収集運搬業の積替え若しくは保管場所又は処分業の処分のための保管場所に係る変更** 【以下のイ～ホのいずれかの変更に該当する場合】 イ　保管場所の所在地 ロ　保管面積 ハ　保管する産業廃棄物の種類 ニ　保管上限 ホ　保管できる最大の高さ	・　許可証の写し ・　新旧比較表 （保管場所の所在地、保管面積、保管を行う産業廃棄物の種類、保管上限、保管できる最大の高さ） 〔以下は変更後の施設について添付のこと。〕 ・　保管場所位置、保管面積、保管を行う産業廃棄物の種類、保管上限、保管できる最大の高さが確認できる資料（事業場の配置図、平面図、立面図、断面図等の構造を明らかにする図面及び設計計算書等（保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には構造耐力上安全であることが確認できるもの）、付近の見取図等） ・　保管場所に係る写真 （保管場所全景、囲い、掲示板等の写真） ・　土地、建物の登記簿謄本 自己所有でない場合は、貸借契約書等使用権原が確認できる資料も添付すること。 ・　施設の所有権を有することが確認できる書類 自己所有でない場合は貸借契約書等使用権原が確認できる資料も添付すること。
9	**愛媛県内の政令市（松山市）における積替え又は保管の許可の有無**	・　許可証の写し ・　松山市の積替え又は保管の許可に係る許可証の写し
10	**事業の一部廃止**	・　許可証の写し
11	**業の廃止**	・　許可証(原本)

4　作成上の留意事項

（1）　住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、医師の診断書、登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）は届出の日から起算して３か月以内に発行されたものを添付すること。定款又は寄附行為については届出時におけるものの写しに原本証明（届出者印が必要）のうえ添付のこと。

（2）　成年被後見人又は被保佐人に該当しない者については、登記事項証明書【後見登記】（後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する、成年被後見人及び被保佐人についての証明書（書類名称は「登記されていないことの証明書」））を添付すること。

なお、当該証明申請書の「証明を受ける方」欄に記入した氏名、生年月日、住所、本籍がそのまま証明書に複写されるので、住民票どおりに記入の上、申請すること。また、当該証明書は、法務局発行のため、詳細については最寄の法務局に問合せすること。

（３）　成年被後見人又は被保佐人に該当する者については、登記事項証明書【後見登記】に代えて、当該者が精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書を添付すること。

診断書の具体的な内容や書式等については、届出の前にあらかじめ、届出を行う保健所へ相談の上、その指示に従うこと。

（4）　添付資料により、必要事項を満たしていることが確認できない場合は、別途資料の提出を求めることがあること。

（５）　政令で定める使用人とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 10 で定める使用人」であること。

（６）　法定代理人とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第５項第二号ハに規定する法定代理人」であること。

（７）　「２　法人の役員の変更、使用人、又は法定代理人の変更」について 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むこと。

また、取締役から監査役や顧問・相談役への転任、取締役から代表取締役への昇格等、従来から役員であった者で役職名のみ変更があった者は、新任の者には該当しない。

（８）　処分業に係る処理施設のうち､廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条に規定する産業廃棄物処理施設（以下「設置許可施設」）については、設置(変更)前に設置許可等の手続が必要。

（９）　設置許可施設を有する場合は、別途、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」の提出が必要な場合がある。

(10)　保管施設に関しては、法定の処理基準を満たすことを確認の上、設置すること。

（特に以下の点を注意すること）

○　50％勾配（水平方向２に対し、垂直方向１でなる勾配（約 26.5°））等を満たす保管高さ

○　記載事項を満たした掲示板の設置（60cm×60cm 以上のもの）

・積替え（処分のための）保管場所である旨

・保管する産業廃棄物の種類

・管理者、連絡先

・保管上限

・最大保管高さ（屋外で容器を用いない場合）

○　収集運搬にあっては平均搬出量の７日分、処分にあっては処理能力の 14 日分（リサイクル目的の木くず及びがれき類は、それぞれ 28 日分及び 70 日分まで）を超える保管は行わないこと。

(11)　収集運搬業において、積替え又は保管行為を全て廃止する場合は「８　事業の一部廃止」に該当する。

(12)　写真は届出の日から起算して3か月以内に撮影したもので、対象物が鮮明に写っており、

かつ、表示されている文字等が明確に確認できるカラー写真を添付すること。

(13)　郵送による届出を認めているが、内容によっては、窓口で説明を求める場合がある。また、許可証の郵送交付を希望する場合には、所要の切手を貼付した封筒（角２サイズ以上）等を添付すること。

(14)　同時に二以上の申請又は届出をする際は、重複書類省略の申立書を提出することで、重複する書類の添付を省略することができる。

重複書類省略の申立書

年　　月　　日

様

住　所

申請（届出）者　　氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

本申請（届出）書における下記２の添付書類については、同時に提出した下記１の申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので、添付を省略するとともに、同時審査をお願いします。

記

１．同時に申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

（１）処理業の種類

☐ 産業廃棄物収集運搬業　　☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

☐ 産業廃棄物処分業　　☐ 特別管理産業廃棄物処分業

（２）申請及び届出区分

☐ 新規許可　　☐ 更新許可　　☐ 変更許可　　☐ 変更届出

２．添付を省略する書類

☐ 定款又は寄付行為

☐ 登記事項証明書【後見登記】

☐ 登記事項証明書【商業・法人登記】

☐ 登記事項証明書【不動産登記】

☐ 医師の診断書

☐ 住民票の写し

☐ 技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し等）

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第６面）運搬車両の写真

☐ 所有権又は使用する権原を有することを証する書類の写し（自動車検査証の写し、貸借契約書の写し等）

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第７面）運搬容器等の写真

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第８面）事業の開始に要する資金

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第９面）資産に関する調書（個人用）

☐ 経理的基礎に関する申立書

☐ 納税証明書〔その１〕

☐ 確定申告書の写し

☐ 貸借対照表

☐ 損益計算書

☐ 株主資本等変動計算書

☐ 個別注記表

☐ 現許可証の写し

☐ その他

_____